原告の被告らに対する請求は、いずれもこれを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の申立

一原告

- 1 被告柏書房株式会社は、被告【A】著「ニューアルフアベツト」及び「装飾アルフアベツト」と題する各出版物のうちそれぞれ別紙第二目録記載の部分を発行してはならない。
- 2 被告柏書房株式会社は、その所有にかかる被告【A】著「ニューアルフアベット」及び「装飾アルフアベット」と題する各出版物及びその紙型のうち別紙第二目録記載の部分を廃棄せよ。
- 3 被告らは、連帯して原告に対し、金一〇六万円及びこれに対する昭和四九年四月一四日から支払ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。
 - 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言

二 被告ら

主文同旨の判決

第二 当事者の主張

- 請求の原因

1 原告は、昭和四四年及び昭和四五年に、別紙第一目録記載の「ヤギ・ボールド」、「ヤギ・ダブル」、「ヤギ・リンク・ライト」及び「ヤギ・リンク・ダブル」と称する各一連の装飾文字(厳密にいえば、文字のほか数字、記号等を含む。)をデザインして、これを著作し、その各個の文字等の書体(以下「本件各文字」という。)について著作権を取得した。仮に、本件各文字についての著作権の取得が認められないとしても、原告は、前記「ヤギ・ボールド」、「ヤギ・ダブル」、「ヤギ・リンク・ライト」及び「ヤギ・リンク・ダブル」と称する各一連の装飾文字の書体のセツト(以下、「本件文字セツト」という。)すなわち別紙第一目録AないしD記載のとおり配列されたアルフアベツト文字、アラビヤ数字及び付属物(句読点その他の印刷記号)の書体の一組(一揃い)について著作権を取得した

2 被告【A】は、「ニューアルフアベツト」及び「装飾アルフアベツト」と題する各著作物を著作し、被告会社は、被告【A】との出版契約に基づき、昭和四七年九月一日右各著作物を発行し(以下、「その出版物を「被告ら出版物」という。)現にこれを継続している。

被告ら出版物には、別紙第二目録記載の部分に本件各文字が複製され、また、同目録A・4、A・6及びB・2の部分に、本件文字セツトの全部又は一部が一連のセツトとして複製されているが、そこには著作者である原告の氏名が表示されてらず、また、そもそも原告はその複製について被告らに許諾を与えてもいる点について補説すれば、被告ら出版物中右目録記載部分のうち、(イ)A・4の部分は、知紙第一目録A記載の「一連のセツト」のうちのアルフアベツト文字の一部を省略し、数字及び句読点その他の印刷記号の配列を変えたにすぎず、(ロ)A・6の形式、別紙第一目録B記載の「一連のセツト」のうちのアルフアベツト文字の極めて一部を省略し、数字、句読点その他の印刷記号の配列を多少変えたにすぎず、に、(ハ) B・2の部分は別紙第一目録C記載の「一連のセツト」のうちのアルファベット文字は全く同一で、僅かに数字、句読点その他の印刷記号の配列に軽微なて、、(ハ) B・2の部分は別紙第一目録と記載の「一連のセツト」のうちのアルファベット文字は全く同一で、僅かに数字、句読点をからに対けない。

3 被告らは、被告ら出版物の発行が本件各文字ないし本件文字セツトについて有する原告の著作権及び著作者人格権を侵害することを知り又は過失により知らないで、前記のとおり被告ら出版物を発行したものであつて、被告ら共同して原告の右著作権、著作者人格権を侵害したから、それにより原告が本訴提起の日である昭和四九年三月一五日までにこうむつた損害について連帯して原告に対し賠償する義務がある。

原告は、右著作権の侵害により、通常受けるべき使用料相当額の損害をこうむつ

たというべく、本件各文字及び本件文字セツトの著作物使用料は掲載一ページ当たり金一万円を下らないから、原告のこうむつた損害は六ページ分合計金六万円となる。また、右著作者人格権侵害により原告のこうむつた精神的苦痛を慰藉する額は、金一〇〇万円が相当である。

4 よつて、原告は、第一次的に本件各文字の、第二次的に本件文字セツトの、各著作権及び著作者人格権に基づき、被告会社に対し、被告ら出版物のうち別紙第二目録記載部分(ただし、本件文字セツトの著作権、著作者人格権を原因とする請求については、別紙第二目録記載A・4、A・6及びB・2の部分)の発行の差止、被告ら出版物及びの紙型のうち別紙第二目録記載部分の廃棄を求め、被告らに対し、損害賠償として右合計金一〇六万円及びこれに対する、本件不法行為の後であって、本件訴状送達の日の翌日である昭和四九年四月一四日から支払ずみまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。 二 被告らの答弁及び主張

- (一) 請求の原因1の事実のうち、原告が本件各文字をデザインしたことは認めるが、これらを別紙第一目録記載のとおりに配列したこと並びに本件各文字及び本件文字セツトについて著作権を取得したとの主張は否認する。同2の事実のうち、別紙第二目録A・4、A・6及びB・2の各部分に、本件文字セツトの全部又は一部が一連のセツトとして複製されている、との点は否認し、その余の点は認める。同3の事実は否認する。
- (二) 原告がデザインしたと主張する本件各文字及び本件文字セツトは、いずれも著作権法所定の著作物たる要件を欠き、いわゆる著作物性を有しないものというべきであるから、原告がこれらにつき著作権、著作者人格権を取得すべきいわれはない。
- 1 著作権法上、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうとされている(第二条第一項第一号)。すなわち、ある作品が著作物といえるためには、(1)それが作者の思想又は感情を表現したものであること、(2)その表現に創作性が認められること、及び(3)それが文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること、という三つの要件を具備することが必要である。しかるところ、本件各文字及び本件文字セットは、右三要件をいずれも欠くものといわなければならない。

2 思想又は感情の表現について

本件各文字及び本件文字セツトは、いずれもデザインされた文字の書体(デザインされた文字の書体を、以下「デザイン書体」という。)であるところ、元来文字は、各民族が、その構成員相互間において思想や感情を表現、伝達するための手段ないし道具の一つとして、歴史的に形成発展せしめてきた「記号」ないし「符号」であつて、それ自体が、絵画、彫刻等典型的著作物のような、思想又は感情の表現形式ではない。

ことにアルフアベツト、仮名文字等の表音文字は、なんら特別の意味内容を持たないから、各個の文字がそれぞれ単独で、思想又は感情を表現するものたりえないことはいうまでもなく、それがAからZまで一連のセツトとして配列されても同様であることは、多言を用いるまでもなく明らかである。

「書」が美術の著作物となるのは、文字それ自体によつてではなく、象形文字である漢字と表音文字である仮名文字との組合わせにより、それらが表現する意味内容が渾然一体となり、一定の思想、感情を表現する言語の著作物としての美術になるからである。たとえば、禅僧が「無」と書いた場合には、それは象形文字として一定の意味を持ち、かつ、禅宗の根本思想とも結びつき、また、書家が仮名文字で和歌を書いた場合には、その仮名文字が和歌の思想、感情を表現するからこそ、「書」となるのである。

3 創作性について

著作物の要件たる創作性は、本件各文字にはもちろん、本件文字セツトにも認められない。

そもそも文字は、既述のとおり、長い時代を経て歴史的に形成発展してきた記号であつて、万人の共有に属するものである。米国の一判例(Goudy対Hansen事件)も、「印刷のかたちは、アルフアベツト文字とアラビア数字とからできている。これらの文字と数字は、幾世代も前から世界中に知れわたつているものである。」と説示している。そして、デザイン書体又はタイプ・フエイス(活字書体、すなわち、印刷用活字・写真植字用文字盤等に用いられることを目的としてデザインされた文字の書体)は、このような文字そのものの基本的構成を前提に、そ

れに対して多少の修正変更を施すものにすぎないから、かりにそれが優れたデザインであるとしても、著作権法にいう創作性を有するとはいえないのである。「花文字」が著作物性を取得するのは、それが単なるデザイン書体の域を超えて、絵画として保護されるに足るような装飾が施された場合に限られるのも、一つにはかかる理由に基づく。

4 美術の範囲について

本件各文字及び本件文字セツトは、もとより文芸、学術又は音楽の範囲には属しないから、それらが著作物であるためには、美術の範囲に属するものでなければならない。しかし、この要件も欠くこと、次のとおりである。

らない。しかし、この要件も欠くこと、次のとおりである。 著作権法にいう美術とは、原則として純粋美術を意味し、応用美術でありながら著作権法による保護の対象となりうるのは、美術工芸品等極く限られた範囲のものに止まる。現行著作権法の制定にあたり、一つの資料とされた「著作権制度審議会答申」にも、「図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置は講ぜず、原則として意匠法等工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粋美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。」とあり、著作権法によつて保護されるべき応用美術の範囲を厳格に絞つている。

ところで、およそデザイン書体は、印刷用活字・写真植字用文字盤等大量生産を 予定する実用品に、直接応用することを目的として、デザインされたタイプ・フェ イスはもとより、かかる実用品との関連が直接的でないものであつても、一般に応 用美術の範囲に属するものというべきである。そして、本件各文字及び本件文字セ ツトは、いずれも美術工芸品には該当しない。

5 タイプフエイスに著作権法の保護が及んでいないことは、わが国のみならず諸外国にも共通した事情であり、たとえば、アメリカ合衆国においては著作権局規則によって、「タイポグラフイツク・オーナメント、レターリングあるいはカラーリングの単なるバリエーション」は著作権の対象にならないとされ、タイプフエイスデザインは、伝統的にデザインパテント法によって保護されてきたし、イギリスにおいても、タイプフエイスに著作権法(一九五六年)の保護はなく、デザイン法(一人四二年、一人四三年)による登録が認められているにすぎないのである。

そして、このような状況を踏まえて、一九五七年に国際タイポグラフイ協会(A・TYP・I)が創設され、タイプフエイスの法的保護については、文字の物質に鑑み、著作権法以外の新たな立法に求めることとし、そのための努力を長年積み重ねた結果、世界知的所有権機関(WIPO)が中心になつて、一九七三年五月二四日から六月一二日にかけ、ウイーンで、「タイプフエイスの保護及び国際寄託に関する協定を締結するための外交会議」が開催され、六月一二日成立した協定書に関する協定を締結するための外交会議」が開催され、六月一二日成立した協定書に関する協定を締結するための外交会議にオブザーバーとして参加した。このような事態の推移は、わが国においても、タイプフエイスないしデザイン書体に対して法的保護を与えるで、現行著作権法の保護はそれに及んでいないことを示す何よりの証左である。(三)被告らも、タイプフエイスないしデザイン書体に対して法的保護を与える

る保護は及ばないというのが定説であり、また市販されているデザイン書体をその まま転載して紹介する場合には、書体名、製作者名や所属等の出所を表示したう え、そのつど製作者の許諾を得ないで掲載しているのが慣行である。被告らは、本 件に関しても右慣行に従つたものであり、ただ製作者が判明しているものについて は製作者に対するエチケツトと万一の無用のトラブルを防ぐ意味で、製作者の諒解 を得たものもあつた。なお、被告ら出版物の扉に、「書体を使用したい場合は許可 をとることが望ましい」と記載してあるのも、右に述べたと同じ趣旨であつて、ことに製作者が判明していても出所表示もせずに転載することが予想されるので、無 用のトラブルを避けるためである。

三 被告らの主張に対する原告の反論

本件各文字及び本件文字セツトは、いずれも著作物であるために必要な三 要件を具備し、美術の著作物に該当するから、これらをデザインした原告は、著作 権、著作者人格権を取得したものということができる。 (二) 思想又は表現について

ここに「思想又は感情の表現」とは、単に事実自体又は機械的製品を排除する趣 旨にすぎず、結局は「精神的労作の所産」というに等しい。本件各文字及び本件文 字セツトは、アルフアベツト等を素材とするものではあるが、これに独創的な形象 化を施した一個の美術表現であつて、原告の精神的労作の所産である。 たしかに、記号としての文字は、思想又は感情の表現ないし伝達手段であつて、

本来、思想又は感情の表現形式ではないこと、被告ら主張のとおりであり、この意味において、「文字は読むための手段」であるということはできよう。しかしながら、このような記号としての文字を素材として、一個の美的表現を創作することはもとより可能であり、この場合には、文字は単なる思想又は感情の表現手段たることを超えて、思想又は感情の表現形式自体に転化する。いわば形象としての文字になるのである。 なるのである。

いわゆる「書」や「花文字」は、まさにこれに該当するものであり、それ故にこ そ、著作物性を取得する。いわゆるデザイン書体についても、同様に解すべきであ る。「企業は、社名、品名をすべて他社から判別できるようイメージを統一した書 体で広告等に利用することを望む」といわれているが(乙第一号証参照)、それ自 体で社名、品名をすべて他社から判別できるようイメージを統一した書体であれば、それはもはや単なる記号としての文字、思想・感情の伝達手段たる文字である にとどまらず、一個の独創的な美的表現、すなわちそれ自体が思想・感情の表現形 式たる性質をも具有するに至つているものということができる。そして、この場合に、被告ら主張のように、文字の特殊性を強調することは妥当でない。敢えて文字 の特殊性というとしても、それは、記号としての文字と形象としての文字とが基本的構成において同一であるという点にとどまるべく、製作者の精神的労作の所産たりうるデザイン書体一般について、それが記号としての文字と基本的に同一の構成をもつという理由、換言すれば、それを読むこともできるという理由だけで、思想・感情の表現形式たる性質まで否定すべきものではない。要するに、デザイン書 体について著作物性を肯定することは、現行著作権法の基本原則からいつて、むし ろ当然のことであり、一方で「書」には著作権の成立を認めながら、他方でデザイ ン書体にはこれを否定するという考え方は、論理的一貫性を欠き、失当というべき である。

 (\equiv) 独創性について

著作物の要件たる創作性は、各種工業所有権法における新規性と異り、他の著作 物の模倣ではないという消極的価値判断をもつて足りるものというべきところ、本 件各文字は、原告がデザイナーとしての知識、経験及び技術を駆使して創作した書 体であつて、その表現に創作性が認められるべきはいうまでもない。なるほど、 であって、その表現に創作性が認められるべきはいりまでもない。なるほと、ケザイン書体は一般に、被告ら主張のように、その基本的構成において、記号としての文字と同一であることは否めない。しかし、このこと自体は、著作物性を肯定される「書」や「花文字」にも妥当することであつて、この一事により、すべてのデザイン書体につき創作性を否定することは許されない。 かりに、本件各文字の全部又は一部につき創作性が認められないとしても、一連

のセツトとしての本件文字セツトに創作性があることは明らかである。

美術の範囲について (四)

本件各文字及び本件文字セツトは、いずれもデザイン書体であつて、応用美術の 分野に属するものではあるが、同時に純粋美術にも該当するから、著作権法上美術 の著作物ということができる。

ところで、原告の本件各文字及び本件文字セツトは、いまさら言うまでもなく、 実用品である印刷用活字でもなければ、またプロダクト・デザインのように物品の 形状の考案でもない。まさに、アルフアベツト文字を素材とする「一個の美的表現 にほかならず、この点においては、被告らも著作権の成立を認める「書」と何らの 逕庭なく、美術の著作物ということができる

逕庭なく、美術の著作物ということができる。
(五) 被告らは、国際的にもタイプ・フエイスについては著作権の保護が及んでいない旨主張し、「タイプ・フエイスの保護及び国際寄託に関するウイーン協定」制定の事実を援用する。たしかに、同協定は、タイプ・フエイスの保護に対する社会的要請と著作権による保護領域とのギヤツプを埋めるためのものであといえよう。しかしながら、右協定は、締約国に対し(a)特別の国内寄託制度の設定、(b)国内の意匠法の規定する寄託制度の準用、(c)国内の著作権規定、の全部

(b) 国内の急吐法の規定する可託制度の単角、(c) 国内の者作権規定、の主前又は一部により、タイプ・フエイスの保護を確保すべき義務を課するものであつて、これによつて保護されるタイプ・フエイスの範囲は、現行著作権法に基づくものより拡大される可能性はあるとしても、現行法上、いかなるタイプ・フエイスに対しても、それがタイプ・フエイスなるが故に著作権による保護が及ばないことを前提とするものではない。したがつて、右協定制定の事実は、現行法上タイプ・フエイス一般につき著作権による保護が与えられていないことの証左となるものではない。
(六) のみならず、被告【A】は、かねてからデザイン書体ないしタイプ・フェ

(六) のみならず、被告【A】は、かねてからデザイン書体ないしタイプ・フェイスの法的保護について、極めて熱心であつた。すなわち、同被告は、日本タイポクラフイ協会の書体著作権委員である。また、同被告もその構成員の一人である書体デザイナーグループは、「タイポス」と称するタイプ・フエイスを創作し、ある業者を通じてその文字盤を販売しているが、右グループは当該業者から文字盤の売価の三割三分に相当する印税を受け取つている。さらに、被告ら出版物の各扉には、「同書に掲載したアルフアベツト書体には制作者、著作権者がいること、したがつて書体を使用したい場合は許可をとること」と明記されており、「ニューアルフアベツト」一四頁には、「アルフアベツト書体の著作権」と題する論説さえ掲載されている。これらの事実からすれば、被告らは、デザイン書体ないしタイプ・フェイスにつき著作権による保護があることを、自認しているものということができよう。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 原告の被告らに対する本訴請求は、いずれも、本件各文字ないし本件文字セツ

トが著作物を有すること、換言すれば、著作権法第二条第一項第一号所定の著作物 たる要件をすべて具備することを、その請求を理由あらしめるためには必要な原因 の一部とするものである。

そこで、まず、原告がデザインしたと主張する本件各文字及び本件文字セツトの著作物性について、検討することとする。

二 本件各文字及び本件文字セツトは、原告の主張それ自体から明らかなとおり、いずれもデザインされた文字の書体、すなわちデザイン書体であるところ、デザイン書体は、一般に、著作物性を有しないものというべきである。その理由は、以下に説示するとおりであり、これが説示に反する趣旨の、成立に争いのない甲第八号証の二にみられる見解は、当裁判所の採らないところである。

1 現行著作権法は、その第二条第一項第一号において、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義し、ある作品が著作物であるためには、少なくともそれが文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであることを要求する。そして、デザイン書体が一般に文芸、学術又は音楽の範囲に属するものでないことは、ここに縷説するまでもなく明白であり、また本件当事者間においても争いがない。したがつて、デザイン書体が著作物性を有するといえるためには、それが著作権法上美術の範囲に属するものでなければならない。

2 著作権法上「美術」とは、原則として、鑑賞の対象たるべき純粋美術のみをいい、応用美術でありながら著作権法により保護されうるのは、同法第二条第二項の規定によつてとくに美術の著作物に含まれるものとされる美術工芸品に限られる、と解するのが相当である。

およそ美術は、種々の観点から分類されうるが、美術価値に関する純粋性、ないしは美的価値と効用価値の関係という観点からは、純粋美術・鑑賞美術と応用美術と応用美術とに分けられ、両者は相互に排斥し合う関係に立つものとされる。すなわち、純粋美術は、絵画、彫刻等専ら美の表現のみを目的とするものであるのに対し、応用美術は、単に美の表現のみではなく、装飾又は装飾及び実用の兼用をも目的とするもの、換言すれば、実用に供され、あるいは産業上利用されることを目的とする美的な創作物をいい、(一)美術工芸品、装身具等実用品自体である型との、(二)家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、(三)文鎮のひな型として用いられることを目的とするもの、(四)染織図案等実用品の模様として利用されることを目的とするもの等が、これに属するものと理解されている。

ところで、著作権法第二条第一項第一号にいわゆる「美術」を純粋美術の趣旨に 解し、同条第二項をもつて、本来美術の著作物に含まれない美術工芸品をとくを れに含ませるべく定めた特別規定とみるべきか、はたまた、右にいう「美術」と 粋美術のみならず応用美術をも指すものと解し、同条第二項を単なる注意的規定 みるべきかは、解釈上一個の問題たりうべく、右各規定のみからは、必定 も十分な決め手は得られないかもしれない。しかしながら、現行著作権法制定の も十分な決め手は得られないかもしれない。しかしながらずあろう。すないずある も一がないるまでの過程においては、著作権制度審議会審議記録(一) (第八号を は成立に至るまでの過程においては、著作権制度、第七号証の各一、二、第九号証の一ないし三、第九号証の一ないしその一端が窺われるように、応用美術と の範囲まで著作権法によって保護すべきかが大いに論議さ、使用者側関係団体に強い の範囲まで著作権との調整措置の法制化が困難であること、使用者側関係団体に 大文があったこと等の事情から、応用美術については、純粋美術に最も近い実体を もつ美術工芸品だけをとくに保護することとしたのである。

以上に説示したところとは異つて、純粋美術と応用美術とは相互に排斥し合う関係に立つ概念ではなく、応用美術作品でありながら同時に純粋美術の性質をも兼有するものがありうるとの前提に立つて、かかるものも美術の著作物に含まれるとする見解が見受けられる。前掲著作権制度審議会審議記録(一)に、「図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法において特段の措置は講ぜず、原則として意匠法等工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粋美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。」(二二頁)、

「図案等については、原則として意匠法等による保護に委ね、著作権法においては 特段の措置を講じないこととするが、量産品のひな型または実用品の模様として用 いられることを目的として製作されたものであつても、それが同時に純粋美術とし

ての絵画、彫刻等に該当するものであれば、美術の著作物としての保護を受けるも (五七頁)、「産業上の利用を目的として創作されたものであつて のとする。」 も、それが純粋美術と同様な意味において美術的著作物にあたるものであれば、美 術的著作物として取り扱うこととする。」(三○四頁)とあるのは、その一例であ る。しかしながら、この見解において、応用美術品でありながら同時に純粋美術と しての絵画、彫刻等に該当するものと、該当しないものとの境界は、極めてあいまいであり、したがつて、応用美術品でありながら著作物性を有するものとして、具体的にいかなる態様の作品を想定するのか詳かでないうえ、それが産業上の利用を 目的として製作される以上、意匠法等工業所有権制度による保護に値するものであ るかぎり、製作者には当該制度を利用する機会は与えられている(この点で、当初 は純粋美術として製作された絵画が、後に至つてたまたま産業上利用されるように なつた場合とは、大いに異る。)のであるから、工業所有権制度との調整措置が講 じられていない現段階において、にわかにこの見解を解釈論として採用することに は、いささか躊躇を感ぜざるをえない。かりに一歩を譲り、この見解を採るにして も、著作権法によって保護されるべき応用美術作品は、それが産業上利用されるこ とを目的とするという製作意図を一応捨象して、客観的外形的に観察するかぎり 絵画、彫刻等専ら美の表現のみを目的とする純粋美術作品と区別しえず、通常美術 鑑賞の対象とされうるものに限定されるべきは、むしろ当然であろう。 3 デザイン書体は、一般に、専ら美の表現のみを目的とする純粋美術の作品とは いえず、また、通常美術鑑賞の対象とされるものでもない。すなわち、文字は、元 来、情報伝達のための実用的記号(の一種)であるところ、デザイン書体は、かかる事実を前提に情報伝達という実用的機能をにない、かつ、当該機能を果すために 使用される記号としての文字に、美的形象を付与すべくデザインしたものであつ て、そのこと自体から、実用に供されることを目的とするものということができる。デザイン書体のうち、印刷用活字・写真植字用文字盤等大量生産を予定する実 用品に直接応用されることを目的とてデザインされるタイプ・フエイスにおいて は、実用品との関連性は極めて直接的であるが、一応これら実用品との直接的関連 は、美用品との関連性は極めて直接的であるか、一応これら美用品との直接的関連をはなれて、抽象的に記号としての文字にデザインを施す場合にも、その本質においてはなんらの差異も認められない(なお、デザイン書体が応用美術の分野に属するものであること自体は、原告も自認するところである。)。 著作物性を肯定されることのある「書」及び「花文字」も、文字を素材とする美的作品であるという点においては、デザイン書体と異るところがない。しかし、「ましてのとなりなど、文字が毛質でませれている。

著作物性を育定されることのある「書」及い「化又子」も、又子を案材とする。 がよれるという点においては、デザイン書体と異るところがない。 「書」についえば、文字が毛筆で書かれているからとして書かれ、美術的書にないては、文字が名のである。そして、美術的書にないて、ただきで書かれて、まで書かれて、まで書かれて、まで書いて、大きで書にないて、大きで書にないでは、たしかに文字が書かれてはいるが、それは情報伝達という実用のことに表明のことにである。とは「花文字」についるもしまで、通常美術鑑賞の対象とされるのでは「花文字」といわれる記号とはできれる。文字に表すいまだ著作物とはいるである。とというで表して、はじめて、はじめて、まで書とともである。とされて、ここに至れば、その文字は、というである。したがつて、これをもいものというである。したがつて、これをもないものというである。したがってきないものというである。

そして、デザイン書体が美術工芸品に該当しないことは、説明するまでもない。 三 のみならず、成立に争いのない甲第三号証、原告主張のような物であることに 争いのない検甲第一ないし第三号証及び原告本人尋問の結果(第一、二回)によれ ば、本件各文字及び本件文字セットは、単にデザイン書体であるというに止まら ず、一九六九年から翌七〇年にかけて、原告が、写植機及び写植用フイルムの販売 を業とするフアクシミル・フオト・タイプ社の注文に応じ、いずれもタイプ・フェ イスとして製作したものであることが認められるのであり、これに反する証拠はない。

四 そうすると、以上、説示してきたところにより、本件各文字及び本件文字セツトは、いずれも著作物性を有しないものというべきであり、それらが著作物であることを請求の原因の一部とする原告の本訴各請求は、進んでその余の点につき判断するでもなく、すでにこの点においてすべて理由がないから、これを棄却すること

とし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 秋吉稔弘 佐久間重吉 安倉孝弘)

- 第一目録
- < 1 2 1 1 7 0 0 1 >
- < 1 2 1 1 7 0 0 2 >
- <12117-002>
 <12117-003>
 <12117-004>
 第二目録

- A「ニユーアルフアベツト」

 - 箱のうち「ヤギ・ボールド・ダブル」の部分 表紙のうち「ヤギ・ボールド・ダブル」の部分
 - 扉のうち「ヤギ・ボールド・ダブル」の部分 3
 - 七九頁 4
- 5 一二九頁 6 一三三頁 B「装飾アルフアベツト」
 - 1 一三頁のうち「ヤギ・リンク・ダブル」の部分
 - 2 一四九頁